

令和5年度キタヒロプレミアム商品券取扱事業所募集のご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび北広島商工会では、物価高騰の影響で低迷している市内の消費を喚起し、厳しい経営環境にある市内店舗・事業所等および市民を応援するため、北広島市、北海道の補助金を活用して、プレミアム率30%の「令和5年度キタヒロプレミアム商品券」を販売いたします。

この商品券は、500円券13枚(6,500円分)を1冊とし、5,000円にて3万冊(額面総額1億5千万円分)を販売する予定です。

小売業だけでなく、飲食業やサービス業など多くの事業所で広く利用できるものです。

別紙募集要項をご参照の上、**7月11日(火)まで**に取扱事業所としてお申込み、ご登録くださいますようお願い申し上げます。

【募集概要】

1. 申込期間

令和5年6月30日(金)～令和5年7月11日(火)

(注) 申込期間終了後も令和5年8月18日(金)まで申込可能です。但し、その場合は当初配布するチラシの「取扱店一覧」への掲載はできませんので予めご了承ください。なお、7月12日以降受付分も順次HPに掲載いたします。

2. 申込方法

指定の登録申込書により、北広島商工会へ直接、郵送またはFaxにてお申し込みください。

※Faxの場合は、送信後に必ず北広島商工会へ電話確認をお願いします。

※お申込みいただいた事業所へは、7月下旬頃に、登録証、事務の手引、ポスター等を送付いたします。

3. 事業者負担金

登録料・振込手数料は無料です。

4. 商品券の概要

名称：令和5年度キタヒロプレミアム商品券

使用期間：令和5年9月1日(金)～令和5年10月31日(火)

換金期間：令和5年9月1日(金)～令和5年11月7日(火)正午まで

※詳細は「令和5年度キタヒロプレミアム商品券取扱事業所募集要項」をご確認ください。

【問合せ先】北広島商工会 〒061-1121 北広島市中央5丁目7-2

Tel011-373-3333 Fax011-373-3212

令和5年度キタヒロプレミアム商品券取扱事業所募集要項

令和5年6月16日
北広島商工会

1 事業の趣旨

物価高騰の影響で低迷している市内の消費を喚起し、経営環境が厳しさを増している市内事業者および市民を応援するため、プレミアム付商品券を発行する。

2 事業概要

(1) 名称 令和5年度キタヒロプレミアム商品券

(2) 発行者 北広島商工会

(3) 発行総額 1億9千5百万円

(4) 販売総額 1億5千万円

(5) プレミアム率 30%

(6) 発行内容 ・販売冊数 30,000冊
・1冊5,000円(500円×13枚)

【内訳】

■共通券(取扱店すべてで使用可能)

500円×8枚=4,000円

■中小専用券(大型店以外の中小店・事業所のみ使用可能)

500円×5枚=2,500円

※大型店とは、営業面積が1,000㎡以上の店舗・事業所で、その大型店でテナントとして営業している店舗・事業所も大型店に含むものとします。

(7) 販売価格 1冊5,000円で販売

(8) 購入限度 1人1冊

(9) 使用期間 令和5年9月1日(金)～令和5年10月31日(火)

(10) 購入方法 購入希望者は専用はがき(チラシに印刷されたもの)又は官製はがき等で事前応募し、申込みが発行数を超えた場合は北広島商工会で責任抽選し当選者を決定します。申込者(当選者)に購入引換券を郵送し、申込者(当選者)は販売期間中に購入引換券を市内郵便局等に持参して、現金で商品券を購入します。

購入申込受付期間は、令和5年8月1日(火)～令和5年8月21日(月)とします。

(11) 販売期間 令和5年9月1日(金)～令和5年9月20日(水) ※土日祝日除く

(12) 販売場所 平日に市内郵便局(8カ所)で販売。

(13) 購入対象者 市内在住者に限る(現住所が北広島市である者)

(14) 使用可能店舗 北広島市内で営業している小売業、飲食業、宿泊業、サービス業、建設業等

3 取扱事業所の参加資格

- (1) 北広島市内で、一般消費者を対象に小売業、飲食業、宿泊業、サービス業、建設業等を営んでいる事業所（風俗営業等、公序良俗に反する場合、北広島市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年北広島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団等または同条第2号に規定する暴力団員等、または同条例第7条の1に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与する場合を除く。）
- (2) その他、北広島商工会が特に許可したもの

4 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、指定ごみ袋、電気・ガス・水道・電話料金等）
- (2) 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- (4) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- (5) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限が令和5年10月31日を超えるもの
- (6) 現金との換金
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業
- (8) 宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、北広島商工会が適当と認めないもの

5 取扱事業所の責務等

- (1) 取扱事業所は、次に掲げる事項を守ってください。
 - ア 商品券を単に現金化や自らの商品仕入等のために使用しないこと。
 - イ 商品券を再販または再利用しないこと。
 - ウ 事業者間での商品券のやりとりはしないこと。
 - エ その他、本事業の目的に反するような行為はしないこと。
- (2) 取扱事業所は、前項の事項に故意に違反した場合は、その損害を北広島商工会に対して負うものとします。
- (3) 商品券の保管中に盗難、紛失、その他の事故が発生した場合は、保管責任者がその責を負うものとします。
- (4) 商品券を所有する者のもとで発生した事故については、所有する者がその責を負い、北広島商工会はその責を負いません。
- (5) 取扱事業所は、明らかに偽造されたことがわかる商品券が持ち込まれた場合、当該商品券の商品及びサービスとの引き換えを拒否し、その旨を速やかに北広島商工会に報告するものとします。当該商品券を受領したときは、当該取扱事業所がその責を負うものとします。

6 商品券の取扱い・取扱注意事項等

- (1) 額面以下の使用の場合であっても、お釣りは出さないでください。
- (2) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (3) 商品返品の際、返金はできません。
- (4) 店舗で独自に商品券の使用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (5) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- (6) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。

7 取扱事業所の申込み及び登録等

- (1) 取扱事業所の公募期間
令和5年6月30日（金）から令和5年7月11日（火）までとします。公募期間終了後は、令和5年8月18日（金）まで追加登録を可能としますが、その場合、当初市民に配布するチラシの「取扱店一覧」への掲載はできませんので、ホームページに掲載する取扱店一覧に追加することとします。
- (2) 取扱事業所の登録は無料です。
- (3) 北広島商工会は、登録を認めるときは、登録証、ポスター等の必要書類を取扱事業者に交付します。
- (4) 取扱事業所は、店舗等に交付したポスター等を必ず貼付してください。

8 商品券の換金手続き

- (1) 換金場所 北広島商工会館
- (2) 換金期間 令和5年9月1日（金）から令和5年11月7日（火）正午まで
- (3) 受付時間 9時から16時まで
- (4) 締め日
締め日は毎月1日、10日、20日とします。（締め日が土日祝日の場合は、翌日以降の直近の平日とします。原則、締め日の3日後（土日祝日を除く）に金融機関に振込依頼するため、指定口座への入金は翌日以降となります。
※令和5年11月7日を締め日として特別に設定します。
- (5) 取扱事業所は、商品券が使用済みであることを明示するため、受領した商品券の裏面の取扱事業所欄に取扱事業所名を記載してください。（スタンプ可）
- (6) 商品券の換金を依頼する場合は、商品券換金依頼書に必要事項を記入の上、商品券を添え、北広島商工会に持参してください。
※昨年度は一部郵送での提出を受けましたが、取扱事業所で確認した商品券提出枚数と実枚数に相違があったため、原則、持参とします。
- (7) 支払方法は、原則、口座振り込みとします。
- (8) 換金手数料 なし

※商品券の枚数確認に時間を要するため、換金手続きは時間に余裕を持ってお越しください。